

## 博士論文を提出する方へ

### ○博士論文はインターネットによる全文公表が義務付けられています。

今まで、博士学位を授与されてから原則1年以内に全文「印刷公表」が義務付けられていた博士論文ですが、学位規則の改正により、その公表方法が変更となり、平成25年4月1日以降に学位を授与された方は、その全文をインターネットにより公表することが必要になりました。ただし、「やむを得ない理由」があり、それが認められる場合には、その全文を要約したものを公表することも可能です。

### ○提出された博士論文データは、東北大学機関リポジトリ（TOUR）に登録されます。

東北大学では、「インターネットによる公表」を附属図書館が導入している「東北大学機関リポジトリ（TOUR）」を利用して行います。皆さんから提出のあった博士論文は、「TOUR」を通じて国立国会図書館へデータ提供されることとなります。「全文の要約」を公表する場合は、そのデータが「TOUR」へ登録されます。

### ○インターネット公表にあたり確認してください。

博士論文を提出するにあたっては、ご自身でインターネット公表に係る権利関係、例えば図書出版した際の著作権ポリシー（インターネット公表に対する方針）や特許出願手続き等を確認してください。

### ○「やむを得ない理由」とは？

例えば、「論文内容に立体形状による表現等の理由によりインターネットでの公表ができない場合」、「著作権や個人情報に係る制約があり、1年を超えてインターネットでの公表ができない内容を含む場合」、「出版刊行されている・多重公表を禁止する学術誌へ掲載等との関係で、インターネットでの全文の公表により不利益が1年を超えて生じる場合」、「特許出願等が予定されておりインターネットでの全文公表により不利益が1年を超えて生じる場合」などが考えられます。これらに該当すると考えられる時は、指導教員の了承のもと「博士学位論文要約登録依頼書」を提出し、所属部局長に許可された場合に、博士論文の全文の要約を公表することができます。

### ○「論文内容の要旨」と「論文内容の要約」についての考え方（文部科学省見解）

博士論文提出時に教務係に提出する「論文内容要旨」と、やむを得ない理由があつて論文の要約を公表する場合の「論文内容要約」についての考え方は次のとおりです。

#### 【論文内容要旨】

「内容の要旨」はabstractで、論文がどういうものか主要な点を解説しているもの。

#### 【論文内容要約】

論文の中に書いてある課題設定・方法論・実験解析の内容から結論・考察に至るまでの論文の内容を要約したもの。

以上のことから、「要約」は一定程度のボリュームがあるものと解される。

**注1**：「やむを得ない理由」により全文の要約を公表した場合、その理由が解消された際には速やかに博士論文の「全文」を公表する必要があります。そのために、「博士学位論文要約登録依頼書」に「公表の時期」を指定する欄を設けています。

**注2**：「全文の要約」を TOUR に登録して公表した場合でも、博士論文の「全文」は国立国会図書館及び本研究科へ提出しなければいけません。国立国会図書館へは印刷物（冊子）、本研究科へは電子データでの提出となります。

論文提出予定の方へ：

<https://c.bureau.tohoku.ac.jp/kyomu/dissertation/>

※上記 URL は、下記からも確認できます。

本学トップページ>教育・学生支援>教育>博士論文提出>

論文提出予定の方へ

本学トップページ>在学生の方へ>学生生活>博士論文提出>

論文提出予定の方へ

## 博士學位論文提出のための指針

平成 26 年 9 月 8 日  
東北大学

東北大学におけるあらゆる研究活動は「公正な研究活動のための東北大学行動規範」\*（平成 25 年 11 月 26 日制定）及び「研究成果を適切に発表するための指針」\*（平成 25 年 11 月 26 日制定）に則って実施されていることを改めて確認してください。

そのような研究活動の成果を取りまとめて学位論文を提出した者に審査を経て学位が授与されると、その学位論文は原則として 1 年以内に東北大学機関リポジトリ（インターネット上のアーカイブ）を通じて他の研究者だけでなく全世界に公開されます。

この指針は、以上のような流れの中で学位論文を執筆し提出するにあたって、特に留意すべき点をまとめたものです。各研究科等に固有の留意点がある場合は別途、示されます。

\* <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/fuseibousi.htm>

### 1. 基本的な姿勢

著作権法の遵守が必須です。著作権法の定めについて知識に不安があるときは、文化庁による著作権法の概要紹介がありますので、それで学習してください。特に「利用者の立場」に掲げる項目が執筆上の参考になります。また公益社団法人著作権情報センター（CRIC）の解説も参考にしてください。

（文化庁）<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>（CRIC）<http://www.cric.or.jp/qa/index.html>

このほか、共同研究者や関係する出版者の属する国の法令にも注意してください。

### 2. 出版済み論文の取扱い

**2.1 要点** 学術雑誌等ですでに出版した論文に基づき学位論文を構成しようとする場合は、その学術雑誌がどのようなポリシーを表明しているかに注意してください。すなわち、自分が著者の論文といえども、当該学術雑誌のポリシーに反する形で学位論文に組み込んでリポジトリ上で公開することはできません。

**2.2 ポリシーの検索** 主要雑誌については公開データベースで検索できます。

- ・国内学協会誌(SCPJ) : <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>
- ・海外出版社(SHERPA/RoMEO) : <http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>

ポリシーの意味内容に不明点があるときは、東北大学附属図書館の解説を参照してください：  
<http://ir.library.tohoku.ac.jp/tourfaq.html>

なお、このデータベースに登録されていない場合、またはさらに詳しい情報を知りたい場合は、各自で当該出版者に照会する必要があります。

**2.3 学位論文中の記載** このように学位論文を構成した場合は、目次や章題などの該当箇所に論文の著者、タイトル、雑誌名、巻、号、ページ、出版年、DOI などの文献情報を必ず明記します。

### 3. 共著者の了解

学術雑誌等ですでに出版した論文に基づき学位論文を構成しようとする場合で、当該論文に共著者がいるときは、学位論文に組み込むことと、リポジトリ上で公開することについて事前に共著者の了解が必要です。具体的な方法については指導教員に相談してください。

一般に、共同研究者・共同作業との成果を学位論文に収録する場合も同様です。

## 4. 適法な引用

**4.1 要点** 公表された著作物（文章・図表・写真等）を学位論文中で著作権者の許諾なしに利用することは、「適法な引用」である限りは可能です。「引用」と認められるための条件は、引用部分とそうでない部分が明瞭に区別されていることと、学位論文が「主」、引用された著作物が「従」の関係にあることです。そして引用が「適法」と認められるためには、批評、研究等の目的から正当な範囲内の引用であること、その引用が公正な慣行に合致すること、および出典が明記されていることです。

**4.2 学位論文中の記載** 引用部分が明確に識別できるようにして（文章の場合は引用符で囲うかフォントを斜体にするなどして）、出典の文献情報を明記します。文献情報は著者、タイトル、雑誌名、巻、号、ページ、出版年、DOI などです。

**4.3 引用分量に関する補足** 引用できる図表や文章の分量については著作権法に定めはありません。これは、上で示した「適法な引用」のための条件こそが重要であることを意味しています。そのため、写真や絵画を引用する場合は、画像のサイズや解像度によっては権利の侵害になる可能性がありますので、念のため著作権者に確認してください。

また、専門分野や学術雑誌によっては、1編の学術論文から引用できる図表や文章の分量について、具体的な上限が指針として示されていることがありますので注意してください。

**4.4 文献の要約** ある文献を自分なりに咀嚼した上で独自に要約した文章、あるいは別表現を与えた文章に対してどのように出典を明記するかは、それぞれの専門分野の慣行に従ってください。

**4.5 剽窃検出ツールの活用** 学位論文における引用が適法な引用であることを確認するため、提出前に剽窃検出ツールの利用が強く推奨されます。実際の活用にあたっては指導教員と連携してください。

## 5. 発明の取扱い

学位論文に発明内容が含まれる場合は、公知前に特許出願ができるよう、事前に知的財産部で発明の届け出をしてください：<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/gakunai/todokede.html>

学位審査が公開で行われる場合は特に注意が必要です。

## 6. 公開の留保

やむをえない理由があるときは、その理由の解消時点まで、リポジトリ上での全文公表を留保することができます。その場合、全文に代えて学位論文の要約の公開が求められます。

やむをえない理由の典型例や留保に必要な様式などについては、各研究科等から配布される「博士論文を提出する方へ」を参照してください。

## 7. 社会的責任の自覚

「科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。」

[日本学術会議「科学者の行動規範」(平成 25 年 1 月 25 日改訂)第 6 項より引用]